

中学生年代の審判員資格の取得について

○目的

- ・審判員資格を取得させることで、サッカーの理念と競技規則の持つ意味を理解させ、リスペクトの精神をさらに深化させる。
- ・グラスルーツへの啓発と共に、福岡県の将来を担う審判員の発掘と育成を目指す。

「自分たちのゲームを自分たちの力で行う。選手として、コーチとして、運営役員として、そして判定を下す審判員としてゲームにかかわることで、大切なサッカーを、仲間を、支えてくれるすべての人をリスペクトできるようになると考えています。

子供たちに審判をやらせることに問題点がないわけではありません。大きな責任をともなった失敗もあります。しかし、指導者である我々は、一生懸命取り組む子供たちの失敗を全否定することはありません。もっとうまくパスができるように教え、もっとタフに戦えるように励まし、『寄り添いながら』コーチングをしているはずで。審判員もサッカーのゲームを構成する大切な存在です。良い判定や公平・公正を貫く勇気を、『寄り添いながら』教えていくことも我々指導者の大切な仕事だと考えています。

「監督と選手と一緒に審判をする。失敗があっても、選手たちがリスペクトしてくれた。今度は選手としてゲームに臨んだとき、それを思い出して審判をやってくれる同じ中学生をリスペクトできる。」

すぐに成果が出るものではありませんが、リーグ戦を通じたこの経験が、人間形成やよりよい社会を創造する力となり、福岡のサッカーが文化として醸成されるものと信じています。

○方策

3種リーグ戦の副審は4級審判員資格以上を有する者とし、ユース審判員が担当する。

- ① リーグ戦に参加するチームは、自チームより最低3名の中学生を「4級審判員資格認定講習会」(以下、認定講習会)に毎年参加させ、4級審判員資格を取得させる。3年後には、各学年とも最低3名の4級審判員がチームに在籍することを目標とする。すでにチーム内に、ユースで4級審判員資格を取得している者がいればこの限りではない。(例:チーム内に1名いる場合は、最低2名に取得させる。)
- ② U15 限定の「認定講習会」を県内各地区で数回実施する。(3時間程度の講習)開催期日は、各地区の実情に応じて1月までに行う。
- ③ 認定講習会受講の申し込みは、下記の要領で行う。
インターネットを使って
(1) 事前にJFAIDを各自取得する。すでにIDを取得している場合は、そのIDを使って Kick off から認定講習会の申し込みを行う。
JFAID取得のURL ⇒ https://jfaid.jfa.jp/uniid-server/login?_ga=1.46017191.2066978703.1470637666
ID取得方法の動画のURL ⇒ <http://www.jfa.jp/registration/kickoff/movie.html>
(2) Kick off から4級審判員の認定講習会の申し込みを行う。
(3) 支払いをする。(コンビニ等、支払方法は選択できる)

※初回登録料は1000円 以後の更新は1年間で500円

(4)申し込みをした期日の認定講習会に参加する。

※申し込み・支払いを完了していない場合、認定講習会を受講できない。

(5)受講後、審判員証、ワッペン等がJFAより各自自宅に郵送される。(4月初旬予定)

※更新は「Eラーニング」(NETを使った更新)利用を原則とする。一般の更新講習会の受講もできるが、更新料が高くなる。

○内規

- ・副審として試合に臨む際は、審判着(ワッペン貼付)着用を原則とする。準備できない場合は、例年使用している黒のビブスを着用すること。
- ・各チームにおいて、4級審判員資格を取得した者が、チームメートに副審の任務等の受講内容を確実に伝達しておくこと。(4級審判員の資格を取得していない者でも、当分の間リーグ戦の副審を務めることを認める。ただし、ライセンスを所持しない者が審判着を着ることは構わないが、ワッペンを付けて副審を行うことはできない。)

○その他

- ・認定講習会の講師は、審判インストラクター資格を有する者が行う。講師の旅費、講師料は福岡県サッカー協会審判委員会が負担する。会場借用料等の経費は、3種委員会が負担する。講習会の日時・会場は各地区それぞれの事情を考慮し、開催地区講習会担当者が3種委員会と合議して決定する。講師の選定・依頼は、認定講習会開催地区担当者が審判委員会と連携して行う。
- ・3級審判インストラクターの資格認定講習会が年間数回行われている。3級以上の審判資格を有する3種関係の方に積極的な資格取得を求めたい。インストラクターは、本提案の講習会以外にチームや数校の生徒を集めた独自の講習会を主催することができる。提案の趣旨をふまえ、ジュニア委員会とも連携を図り、将来的には、U12においても審判員資格取得を進めていきたい。

以上(平成28年10月5日作成)